



EBC Position on the Introduction of a Consolidated Tax System in Japan

**(日本における連結納税制度導入に関する
欧州ビジネス協会の見解)**

**European Business Community in Japan (EBC)¹
[在日欧州ビジネス協会 (EBC)]**

2002年5月1日

背景

日本政府は、本年5月に、グループ企業に連結ベースで課税する制度を創設する立法を行うと、大方の期待を集めている。仮に計画どおりに導入された場合には、これら新法は、2002年4月1日に開始する事業年度について、遡及的に適用されることになるとと思われる。

その最も根本にある趣旨は、連結納税制度は、グループに属する企業が、税会計上の損失と営業利益を、グループの構成会社間で移転することを認めるものである。在日欧州ビジネス協会 (EBC) は、以下の理由から、日本でかかる制度が実施されるよう長年にわたって支援してきた。

- 連結納税制度をとれば、企業グループの税負担を管理する、より以上の選択肢を企業グループに与えることにより、企業の再編成を促進することが期待される。
- 連結納税制度をとれば、新たに導入された日本の持株会社制度に、具体的な意義を与えることができる。
- 連結納税制度をとれば、日本の課税実務を国際的なベストプラクティスにより近づけることができる。なぜなら、ヨーロッパのほとんどの国を含め、他のほとんどの近代工業国家では、既に連結納税制度が導入されているからである。

EBC では、日欧ビジネスダイアログといったフォーラム、2001年度版「日本の事業環境に関する EBC 報告書」といった意見表明書を通じて、また、

¹欧州ビジネス協会 (The European Business Community) は、ヨーロッパ各国の商業会議所が合同して日本で設立している、貿易政策担当の機関です。



経済産業省及び財務省との直接的な対話を通じて、この問題をくりかえし訴えてきたところである。

約 10 年にわたる審議の後に、実施日が最終的に決定され、連結納税制度を発足させるために必要な立法が、ゆっくりと姿を見せ始めている。

不幸なことに、日本の連結納税制度導入に関する今日までの議論から明らかになっている詳細は、多くの点で、希望を抱かせるに足ものではない。

EBC の主たる懸念は、以下に略説するとおりである。

問題点

1. **手続** – EBC は、日本の連結納税制度の導入をめぐる、10 年近い長期間の手続に失望してきた。EBC は、このような抜本的な改革は、より透明性の高い協議手続を通じて進められるべきであったと、強く感じている。不幸なことに、実業界には適切な諮問が行われず、その結果、連結納税制度が取り入れられても、実際にこの新ルールを使用するのはきわめて少数の企業に限られるものと見られている。現時点に至っても、つまり政府が国会の承認を得るために関連法案を提出するとみられている時点の 1 ヶ月前になっても、かかる法案は、広くパブリック・コメントを求めるために公表されてはいないのである。日本政府が、たいへん僅かな企業しか利用しようとしないう連結納税制度を導入しようとしているのは、きわめて遺憾である。
2. **2%の付加税** – 連結納税制度の導入にともない予想される歳入減を補うために、日本政府は、同制度を採用することに決めた会社に対して 2%の付加税を上乗せすることを決定した。EBC は、この付加税（及び下記のその他の財政上の補填措置）を導入することは、改革の本来の目的、つまり、日本経済において緊要の課題である変革及び再構築を促進させるという目的を挫くものであると、強く感じている。EBC は、また、日本政府が主張する、財政上の補填措置を必要とするという点については、それ自体、誇張されているとも感じている。財政上の補填措置を導入する理由としての、日本企業のうち 70% が法人税を支払っていないという主張は不適切であり、国際的な比較に合致していない。いかなるヨーロッパの国においても、連結付加税は課されておらず、日本においても付加税を課すべきではないと、EBC は強く感じている。



3. **地方税** – 日本で提案されている連結納税制度の下では、地方法人税を連結処理することは不可能である。これは、総地方税（15.5%）が、日本の有効税率（42%）の1/3超を占めていることから、重大な欠落である。EBCは、地方税も連結納税制度の対象とすべきであると考えている。地方税の目的においても連結処理を認めれば、仮に配分係数が賃金又は収益といった非利益要素に基づいている場合にも、地方税収入のより公平な配分を促進することができるものと思われる。賃金及び収益のような非利益要素にまで課税基準をさらに広げるという別の計画は、日本経済の改革あるいは復活には、よりいっそう逆効果となるであろう。
4. **実施日** – グループ企業に連結ベースで課税するという制度を導入する立法は、本年5月に国会に提出される見通しが強く、いったん国会を通過すれば、2002年4月1日に遡って適用される予定である。この点は、暦年ベースで期間会計を行っている外国企業を差別的に取り扱うものである。なぜなら外国企業は、2003年までこの新制度を利用できないからである。昨会計年度に実施された税制改革では、外国企業に対して、その事業年度が2001年1月1日に既に開始している場合であっても、2001年4月1日以後に実現した取引についても、優遇税制措置を享受することを認めていることに注意すべきである。
5. **適用対象** – 予定されている連結納税制度では、その適用対象は、親会社とその100%子会社²に限定されており、またそれらすべてが日本で設立された法人でなければならないとされている。EBCは、これはあまりに制限的であると感じている。予定されている制度の適用範囲を100%子会社に限れば、他の面では完全に統合された会社であっても、完全子会社化することが不可能な（あるいは望ましくない）状況に対応できないであろう。原則的に、EBCは、100%ルールを、50%基準に替えるべきであると考え。最低限少なくとも、議決権株式のみを考慮するような、些細な不一致は問わず実質を考慮する（de **minimus**）条項を導入すべきである。100%ルールをとると、実際には、100%子会社に連結納税ルールの適用を避けるため、納税者に、関係のない第三者に1株を譲渡するような単純な方法をとらせる濫用を誘発することになる。些細な不一致は問わず実質を考慮する（de **minimus**）条項は、かかる濫用を防止する助けとなるであろう。

² 算出に当たっては、ストック・オプションとして取締役/従業員に付与されている株式は無視される。



6. **保有5年未満の子会社の一時的除外** - 要件を満たす企業再編成の過程で取得されたのではない子会社及び保有期間が5年未満の子会社は、予定されている制度からは一時的に除外される。EBCは、これは、企業再編成の規則が適用されなかった過去5年の間に再編成された企業を不利に取り扱うこととなるので、逆効果であると感じている。
7. **採用と採用停止** - 目下計画されている規則の下では、連結納税ルールの採用は任意であるが、ひとたび採用すると、連結納税の適用を撤回することはできない。EBCは、一定期間後（例えば5年）の後は採用の停止を選択可能とし、事業の売却といった特別な理由がある場合は、届出を要せず採用を停止できるようにするよう勧告する。
8. **子会社株式の価額の調整** - 予定されている連結納税制度の下では、連結を採用した後に、親会社の子会社を売却することを決定した場合には、連結子会社の資産（及び負債）を再評価（そして、何らかの利得があった場合には課税）しなければならないことになっている。これもまた、企業の再編成意欲をそぐことになる。なぜなら、業績のふるわない子会社を分離する決定を下せば、かかる決定の結果、不利な税務上の影響を被る可能性が生ずるためである。EBCは、この要件は、予定されている連結納税制度を日本に導入する前に、削除すべきであると考えている。